

## 第2回亀岡市いじめ防止対策推進委員会議事録

日 時 平成28年2月22日（月曜日）午後1時30分から2時45分  
場 所 亀岡市役所 別館3階会議室

### 委員出席者

上原 委員  
岡本 委員  
川畑 委員  
塚本 委員  
升野 委員  
以上5名

### 欠席委員

2名

### 事務局

木 曾 教育部長  
白波瀬 教育部次長兼総括指導主事  
吉 村 学校教育課長  
田 中 学校教育課副課長兼指導係長  
藤 田 指導主事  
金 田 指導主事  
子 安 指導係主任

### 傍聴者

なし

### 1 開 会

事務局から委員の交代に伴う報告、紹介

### 2 あいさつ

塚本委員長が開会のあいさつ

### 3 報 告

事務局から出席者数の報告と設置条例に基づく会議成立報告。

#### 4 議 題

議事進行は、条例第7条に基づき委員長が行う。

委員長：傍聴許可申請について確認。

事務局：傍聴申請者なしと報告。

委員長：(1) 平成27年度亀岡市のいじめ防止の啓発事業等の取組について  
(2) 亀岡市内の小中学校の状況について  
一括して事務局から説明を願いたします。

##### 事務局説明

委員長：事務局からの説明について、委員から意見、質問等発言を求める。

委 員：今説明していただきました府のいじめ調査の件ですが、「アンケートの状況」というところの一番上の項目がありますが、各18校の学校それぞれで書式が異なっているという意味でしょうか。所定の様式を使用しているのが15校、記名式が15校で、その他、無記名式の学校もあれば、学校独自様式をしている学校も2校ある。そういう意味でしょうか。

事務局：そうです。

委 員：なぜ、統一されないんですか。

事務局：内容的には、統一はしていますけれども、特に小学校の場合、低学年の子ども達への把握になりますと、全学年統一した様式はなかなかできない部分がありまして、そういうところには柔軟に対応してほしいという意味合いでございまして。

委 員：15校については、一定全ての学年において府の所定の様式を使用しているけれども、3つの学校については、その既定の方法ではできない、というのはどういう意味があるのでしょうか。データをまとめるとき、データの採取の仕方が統一されていないと、信頼性がおかしくなるんじゃないかと思うのですが。

事務局：内容的には、統一はしているのですが、説明しながら、アンケートをしている場合もあります。内容的には統一はしております。

委 員：ただ、書式、様式が違うということですか。

事務局：そうです。

委 員：統一された方がいいんじゃないですか。やはり公のこういう正式な書類と言いますか、データを収集するという時に、わざわざ書式をたがえるということの意味合いが、理解できないのですが。

事務局：内容的には統一はしております。先程から説明させてもらっていますように、文言等で子ども達への説明の状況が違っていると、説明の仕方が学校によって

は少し工夫してやっているところがあるということで、基本的には内容、質問している項目は一緒です。

委員：一緒であるけど、書式や様式が違うということですか、意味合いがよく分からないです。

事務局：いじめの態様とありますが、この質問は、このままでどこもしていただいています。調査に当たって、府からこういう項目について調査をするということがあって、例えば生活アンケートを含めたような様式になっているということもありますし、付随して違う質問も入れているという学校も確認しています。調査ですので、おっしゃる通り必ずこの項目は入れておかないと適正な調査はできないので、その部分は必ず含めた上で、ということです。そのような形で学校でしていただいています。

委員：独自様式を使ってというのがどうかと思うんですけど。

委員長：無記名を選んだ学校が一つありますが。

事務局：無記名。

委員：府の様式を使用しているけども、15校は記名式だけど、1校は無記名式ということですか。

事務局：そうです。

委員：なんでこの学校だけが無記名式なんでしょう。

事務局：府の指示としましては、無記名でも、記名でもどちらでもいいということで。考え方として、国研なんかでは無記名でしなさい。名前を書くと非常に書き辛い部分もあるだろうなということもあります。やはり早期発見ということをいろいろ考えた中で、十分その辺に配慮しながら、記名をするという方法もありますよ。ということにされています。ただ、その学校がなぜ無記名なのかということは直接に把握していませんけども、学校の実態としてその方が適切である。加えて、必ずアンケートだけでなく、それを持って面談も一緒にする、セットでやるということになっているので、無記名でした中で、小規模校なんかは、一人一人、逆に聞き取りができますし、二十数名の小さい学校なんかは、無記名でしといて、学校の状況を把握して、個人個人は面談で把握する、というやり方をされているところもあります。そのような状況と理解しております。

委員：繰り返しですが、これを統一することはできなのですか。学校教育課として、あえて異なる様式、特にその違いがどれぐらい違うとか、問題視しなくてよいのか分からないのですが、統一できないのか、されないのか、その意味合いがよく分からないのですが、ちょっと疑問に思うのですが。

事務局：今の段階では、府、国が調査をする。主には府が調査をする形に乗っかってやっていますが、それがクリアできていれば、先ほど申し上げたように、

小学校では、日常の生活のことなんかも含めてアンケートを一緒にとって、度々するんじゃないかと、それも含めてされているところもありますし、支障がないのであれば、それでも問題ないと考えているのですが、ご指摘がありましたように、もう少しきちんと把握をして、検討をしていくことも必要ではないかと思っております。

委員：わかりました。結構です。

委員長：やはり、学校独自の形では、今の説明を聞くと、ちょっと違うみたいなんです。プラスアルファで何か質問項目が増えた学校があるということなんですかね。そこら辺も含めて、また整理していただければと思います。他にご意見ございませんか。

委員：理解のために教えていただきたいのですが、去年の10月ぐらいに、いじめ調査の全国集計結果が新聞に出てですね、都道府県で解消率の数字がかなり違うデータで、その新聞では、解消の考え方が都道府県で違うと書かれていまして、県によっては、本人に確認して、もう何も気にすることなく学校に行けるようになった状態が解消だ。という府県もあれば、それから何か外から見ても、いじめらしきことが起こってないということを基準にしているのもあったりするっていう風に、違っている。とあったのですが、こちらだと解消の基準って何か明確に決まっているのでしょうか。

事務局：基本的には、本人への確認という形になります。

委員：ありがとうございます。

委員：今、お聞きしようと思ったのですが、解消という言葉の定義がどうかということ。常識的に考えて、肌感覚で考えて、99%以上解消しているというのは本当にあり得るのでしょうか。データが独り歩きしていることではないでしょうか。誰が、どの時点で、どう解消したかということ。判断するのか、これはどうも数字が独り歩きしてるんじゃないかなと思うのですが。どれぐらいの時間、経過を見て、どういう取り組みをして、どう解消したかということ。99%とは、先生方も一生懸命されているのはわかるんですけども、肌感覚で見て、どう考えてもこんな高い数字はないと思うのですが。どういう風に定義されて、解消の判断をどうされたのかを繰り返しになりますけれども。

事務局：把握の仕方ですが、いじめの態様のところにありますように、自分が嫌な思いを、ちょっと嫌なことを言われたところからの把握となっております。その状況を聞き取りして、確認しておりますので、そのレベルからの99%なり、98%の解消であります。若干、未解消の状況というのは残っています。それが実態だと思います。もちろん先程も説明しましたように、この調査が全てではありません。これで全部、全員子ども達が

本当に素直に言っているとは思えません。教師の方はそういう気持ちをもっていますので、常にアンテナを張りながら、ということで対処していると思っています。

委員：実際の解消というのは、担任の先生が判断されているのでしょうか。解消したかということ子どもさんからその訴えといいますか、被害者としての訴えがアンケート等でコメントされと、それを後々聞いてみてひやかしやからかいがなくなりましたかと聞いて、なくなったと答えたら解消と判断している。ということなんですか。

事務局：子どもが言っている実態の状況にもよると思うのですが、もちろん相手とか、クラス、他の集団に確認をしたりはしていますが、当然、いじめられている子が全て全部言えるかと言ったら、弱い立場の子はそうではないと思いますので、そのあたりを含めた形での把握ではあると思っています。

委員：難しいですね。それから、未解消の1段階、2段階、3段階の定義について、ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、この表でいきますと例えば、1段階で未解決であったというケースというのがそのまま2段階でのいじめの状況に当てはまるということなんですか。未解消者が次の段階にステップアップしていくのでしょうか。

事務局：1段階の状況で把握した中で、更に、特に教師が継続的に把握し、指導しなければならぬというケースを2段階に挙げています。

委員：小学生の方でいきますと、4年生の男子においては、1段階では未解消者数が0なんですけども、2段階では未解消件数が1となっていますが、そうしますと、1段階における未解消数の中に2段階における解消数が、2段階における認知件数とイコールではないんですか。

事務局：一人のケースで言いますと、1段階で把握しております。これが2段階に挙がり、2段階で解消となると、その子のケースとしては、1段階の方でも解消したことになりますので、2段階で解消した数についても、1段階に入っています。

委員：この表でいきますと、1段階の男児、小4の1段階の未解消数が0で、男子においては全て解消したとなっているのですが、2段階において認知件数が1というのは、ポコッと出てきたのでしょうか、2段階目だけで、その4年生の男子の場合は。

事務局：4年生ですか。

委員：残り7件は、男子3名、女子4名が2段階のいじめの現況において、男子4件、女子4件、8件に増えてるんですけども、小4男子の0が1になっているのですが。

事務局：小4男子の0が1ですか。

委員：未解消数が0ですね。第1段階。それが、第2段階のいじめの状況、認知件数で1ですね。残りはほぼ一致しているのですけれども。男子の小4の1だけが0から1に変わっているというのは。これはどういうことですか。

事務局：0が1ですか。

2段階で1が出てきているのは、解消した中に含まれているということです。解消件数ですが、その子が2段階に挙がって解消したら、解消になりますので、未解消ではないということです。

委員：そうなんですか。

事務局：その子は、1段階で把握しました。2段階に挙がったんですが、2段階で解消した。ということは、その子にとったら解消となりますので、1段階の段階でも解消となっています。

委員長：4年生の男子だと107人がいじめにあったとっていて、1段階の段階で106人が解消なんですね。2段階で継続的な指導をする中で、その子も解消したということですから、この1段階の時の合計の107件の内、解消したのが何件と言うことですね。

委員：ということは、1段階の中で、全員解消したということですか。

委員長：違います。先程、説明がありましたが、どの段階でも解消すれば、カウントすると。

事務局：そうです。

前の段階に戻って、カウントするということになっています。

非常に分かりにくいということは、こちらも承知しているのですが。

委員：すいません。1段階の定義をもう一度教えてもらえますか。

事務局：1段階の定義ですか。

委員：はい。定義です。

事務局：1段階につきましては、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍するなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒から、ややこしい言い方になっていますが、要は、同じ学校の生徒が対象となりますし、同じ様に生活をしているということで、その他の児童生徒が行う心理的また物理的な影響を与える行為で、(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの、また、嫌だと思ったというレベルが1段階です。それがいじめであるかどうかは、その後実際に聞き取ったりして、確認しています。そもそもいじめ的でないようなことも認知しているという状況なのです。ですから先程の解消率が高くなっているのは、いじめがどうか分からない状態も1段階で認知しているということになります。そういう数字です。2段階は、1段階の中で、教職員が組織的、継続的に指導や経過

観察の必要がある状況にある場合です。ということで2段階は、1段階で教職員が把握したもので、これは継続して見守り、指導しないとあかなというものを2段階に挙げているという状況です。

委員：児童生徒に聞き取りをするのは、あくまで1段階でのステップだけということになるのですか。

事務局：いや、そうではないです。もちろん、その後も行います。

1段階で聞き取りをして、全て、児童生徒が「解消した。」と話をしたんですけども、教師の方の側からすると、この1件については、まだ、もうちょっと様子を見た方がいいね、見守った方がいいね、ということで2段階に挙げた。その後に「大丈夫か。」ということで聞いてみると、児童生徒の方が「もう、大丈夫です。」っていう話になってるんだと思います。

委員：これは、全国共通のこの表の使い方ということですか、1段階からの。

事務局：項目や言葉の意味とか定義とかそういうものは、文科省の方で定められている部分で、全国で統一されていますが、先程もお話しがあったように、全国の調査の挙がってきている件数とかを見ると、各自治体というか、都道府県なり、市町村なりで、捉え方にばらつきがあるというような形になっていると思います。ですから、京都府は確か全国で1番認知件数が多い。全国では2番でした。

些細なものまで、全てとりあえず件数としてカウントしましょうということにして、その後に対処して、些細なことですから解消もたやすいということもあって、先程言われたように、99%とか98%という解消率につながっていると思います。もっと重大なものだけに限定すると、多分もっともっと下がってしまうことになると思います。

委員：後日、議事録がホームページ公開されるということですが、このデータは公開されるのですか。

事務局：します。

委員：全てを。

事務局：します。

委員：そうしますと、委員以外の者が1段階、2段階、この状況を見るわけですね。この言葉の解説を、今お聞きしたことを載せといてもらった方がいいのでは。「1段階のいじめとは何か」「2段階のいじめとは何か」「どういじめを解消しているのか」ということをこの表から読み取るのが非常に難しい。誰も読み取れないですよ。読み取れないようにしているのかもしれませんが、公開するのであれば、一般の人が見て理解できるような流れを示していただいた方がいいのでは。

事務局：国の方では、この1段階、2段階、3段階というような形ではなくて、1

と3の数値を挙げていくということになっています。いじめの認知件数と、その中で重大事案だけを挙げるという形になっています。この2段階というのは府独自のものです、何故こういうものがあるかという、その後の継続指導をどういう風に行っているかとか、きちんと把握するという側面があって2段階を設定しているということです。ですから、幅広く捉えるというのが基本になります。以前から国なり、文科省が言っていることに則って、府が設定して、市としても府が求めている様式でアンケートを取っています。ですから、岩手県の矢巾町なんかでは、認知件数が0と出ていたということで、文科省の方が再度調査しなさいという通知をし、やっているとあります。京都府では、それに従った形で、全ての市町村で実施しろ。ということで通知を出していますので、あえて再調査をしないという判断で対応しているところです。

委員：やはり1、2、3という言葉に関してですけれども、1段階、2段階、3段階と階段状にステップアップしている形ですから、1段階に引っかけたものの中から絞り込んで2段階、3段階があるのですから、2段階は別の側面がある。1段階は児童生徒に取ったアンケートを集約したものが挙がっている。2段階はその中に教員の方の目が入って評価していくということですから、別の評価尺度が加わった形ですので、1段階、2段階、3段階という呼び方が本当に良いのかどうか、ちょっとこれは理解しにくいと思うので、言葉をかなり補っていただいた方がよいと思うので。1、2、3との呼び名が良いのかどうなのかと思います。

委員長：そのあたりもご検討いただきまして、市民に公開するに当たっては分かりやすいように。他に、質問、ご意見は。はい。

委員：件数が、京都府並みに多くても、解消率が低い、80%台のところがあって、千葉県ですかね。やはり解消というものの考え方が違うのかな、と思ってたんですけれども、例えば解消率が低いところは、かなり慎重に継続というのを判断するということが書いてあったのですが、必ず慎重でなければいけないという訳ではないと思うのですが、例えば京都なんかの場合だと、とりあえずこれはどうも問題が解決したみたいだから、これは解消と判断した。また同じメンバーでいじめが起きる。また、それがもう1件起きたと。それは2件と数えるのか。どういう数え方になっているのかと思ったんですけれども。同じいじめが2件とか、3件とか数えられるのかな、と思ったんですけれども、そういうのは把握できるのでしょうか、慎重に解消を判断するという県は、その場合は1件と数えるそうですけれども。そういう違いがあるのかな、と思ったんですけれども。どうでしょうか。

事務局：この調査のカウントの仕方としては、同じ子どもが何回受けても1件とい

う数え方をしています。

委員：1件ですか。わかりました。

委員長：他にご意見も含めてどうでしょうか。先程の取組状況とか、学校の状況説明などから、研修についてというか、啓発事業について積極的に取り組みいただけてますし、学校の状況も安定しているということですけども、今後どのような啓発事業とか指導等を進めたらいいのか、そのあたりについて、ご意見いただければと思います。

司会しながらですけども、先程報告のあった1月30日の小中学生いじめ防止フォーラム、これは大変画期的じゃないかなと思います。子ども自身が自分達の問題として、いじめを考えようというような取組で、しかもグループ討論と言いますか、意見発表のようだったので、割合、堂々ときちんとした意見を言う子ども中にはいるかと思えますけど、グループ討議の中で、いろんな学校の違う子ども同士が意見を言い合う、宣言にもあるようにどんな行動をしていこうか、さらにはどんな学校を創ろうかというところを、子ども自身が考える場を持つということはとても大事なことなんじゃないかな、と思って聞かさせていただきました。

事務局：そういう部分を含めまして、来年度、発展的にそういう事業に取り組まなければならないのかな、というようなことも一方では考えておきまして、来年度、どういう形でやっていこうかということ、まだきちんとは決まっておきませんが、今、少し考えているのは、ああした宣言を子ども達が行ったので、宣言に基づいた、例えば、個々の学校で、どんな取り組みを具体的にできたのかとか、計画しているのかということ、今度は少し集まって頂いて、みんなで話し合ってもらおうというのが、次の段階と言えればおかしいですけど、次のステップの段階かなと事務局側は考えておきまして、そうなる自分達が宣言し、それを具体化していくためのプロセスを歩いていくこととなりますので、何より重要な部分でもあるのかなあという思いも持っておきまして、そういう方向に形作れたらいいな、というのが、事務局の思いでございまして、必ずそれができるといえるようなことは、申し上げられませんが、そういう方向で進めていけばと、現時点では考えているところです。以上です。

委員：このフォーラムは、児童生徒の生徒会、児童会の代表の子達が参加したのですね。

事務局：そうです。全員集めるというのは至難のことですので、各学校の代表、生徒会とか児童会の代表の方に集まっていたということ。

委員：全校生徒に拡大して、行えるようになると非常に有意義になると思うのですが。

事務局：そうですね。そうなると、全体を一堂に会するというのは無理ですので、例えば、中学校区ブロックとか、そういう形で今後は展開していかないと、なかなか、集まりきれません。中学校、小学校合わせると8,000人近くになります。その人数を集めるというのはできませんので、中学校ブロックで集めてという形になろうかと思えます。

委員：事業の一環として、各教室で、クラスでされるということも、一番手じかなというか。

事務局：その部分につきましては、各学校に子ども達が持ち帰って、今後どういう風に進めたらいいのか、今後検討していつてもらえるものと思っておりますし、また、先生方にはそういうお願いもしておりますので、この宣言を活用した中で、取組を進めていただけるものと考えております。

委員長：他の委員の方から他に意見がありますか。あればお願いします。

委員：先程のアンケートなんですけども、この1段階の状況、2段階の状況なんですけども、私も初めてこれを見たときに、2段階とは、すごい強い感じだというか、結構、度が上がっていくいじめかなと最初思ったのですが、話を聞いてそういうことかと思って、これは個人的な意見なんですけども、結構いじめをされてる側のアンケートで、やってる方の自覚のアンケートを参考にしてみるのもいいんじゃないかなと思ったんですが、誰がいじめたとか、なぜいじめたとか、こういう聞き方をすると書き辛い子もいるかもしれないけど、言うつもりもなかったかもしれないので。また、いじめられる側にも理由があるということを知ったことがあるんですけども、確かにいじめる側が悪いんですけども、そういうことも照らし合わせて、アンケートを採ってみるっていう感じもあるんじゃないかなと思ったりもしますが。

委員長：今、「いじめてますか」って、なかなか聞けませんが、前にいじめをしたことがあるかどうかとか、そのときはどんな気持ちだったとかいう風なことを、振り返るって考えることも大事では。

委員：それはいいんじゃないですか。

委員：そういうのも踏まえた中で、先程言われたような各選ばれた生徒達が集まって話し合いをするっていうのも一つかなと思えます。

委員：28年度に調査する時に、従来通りにいじめられていますかどうかという聞き方ではなく、昨年度、3年生の子やったら、「2年生の時に、いじめたことがありますか。」という質問を加えると、いじめた人、このデータと、最初に採取したデータを突き合わせて、された側とした側の数字がどれくらい合致するか、どれくらいかい離があるのかということ客観的に評価できる。あるいは聞く際に、昨年度はどうだったかと聞いた方が書

きやすい。児童生徒にとっては新しい方が書きやすいのかなと思うのですが、今のご意見非常に興味深いなと、感じたんですけども検討いただければ思っ、おもしろいですね。おもしろいと言ったら語弊があるんですけども。

委員長：本当に指導がいるのは、いじめをする方だと私は思っているんですね。いじめてしまう。友達の人権を無視して、ひどいこと虐待しちゃった子こそ、ものすごく指導がいるんじゃないかな、きつとこういうものには上がってこないけれども、各学校では、多分取り組んでおられると思いますけど。そこら辺も大事に思います。そりゃ被害者救済が一番ですけども。他の委員、何かご意見ありませんか。

委員：一つは、いじめの解消についてです。なぜ解消したのかは簡単には分からないと思うんですが、先生方がどういう取組をして解消したかというデータがほしいと思います。でもそのデータを各学校にお求めになると、書類書きに忙しい先生方をさらに忙しくさせてしまって、考えものなのですが、二つ目は、いじめ調査の項目の中には、確かにいじめにつながるかもしれない「からかい」もあるかもしれないけど、人間の文化を豊かにするような「からかい」もあるように思うということです。でも、そういうのも含めてダメな「からかい」として調査の対象になってしまうと、子どもたちはその文化的なことも含めてダメなことだと思っ、味気ない生活を送ることにつながりはしないかというのが、とても気になるところです。そしてその味気なさから出てくるいじめをダメだとして解消しようとしているのだとしたら、それはかなり矛盾に満ちている部分があるんじゃないでしょうか。だとしたら、一つ目に挙げたことにつながるんですが、亀岡市はそんなにいじめは起こっていない、あるいは解消率が高いのだとしたら、なぜそうなのかを調査研究する方が、いじめが最小限に押し止められる空間を作ることによっほど寄与するんじゃないかなと思うんです。いじめが少ないと言える状況を支えている要因がこんなことだと分かったら、その要因が少ない所にはその要因を入れ込んだらいいわけですからね。問題を問題視して無くしていこうとすると、逆に問題が増えるってということが世の中にはたくさんあるように思うのですが、そうではなく、亀岡市ではいろんな先生方が頑張っ、こんなにもいい教育活動をやっ、くださっている、そしてそれによっ、いじめが少なく抑えられているというように、「そこにある宝」を見つけようとするもののほうが、よっほど役に立つのではないかなと思うんです。

委員長：はい。考えていただければ。

ご意見を積極的に生かしていこうということですから。

他に、ご意見とかありますでしょうか。

それでは、意見等も出していただいたようですので、本日の会議はここで閉じたいと思います。熱心に御審議をいただき、また、積極的な御意見をいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様には議事進行に御協力をいただきましたことを心より感謝申し上げます。それでは事務局にお返しします。

## 5 その他

事務局からその他事項について説明。

委員長：昨日あった府のいじめ問題対策連絡協議会というのは、亀岡市は誰か参加されているのですか。

事務局：それは、ないです。

府の対策連絡会議ということで、市町の方は参加していないかと。

委員長：府や市町村が構成員として作っているいじめ問題対策連絡会議ですか。

事務局：おそらく代表の方がどなたか行っておられははずなんですが、おそらく市町村教育委員会連絡協議会の代表の方が入っておられると思います。

委員長：ネットいじめについてということで、いじめの専門の大学の先生がおられると新聞には書いてあったんですけども。

事務局：佛大の原先生ですね。

委員長：ありがとうございます。

## 6 閉 会

事務局からその他意見等の有無の確認の後、会議の終了を伝え閉会とする。